

イーリード株式会社の返戻金制度（保証事項）は下記の通りといたします。
なお、お客様との合意の上、契約上において見直すこともございます。

（保証事項）

採用決定者が入社日以後、３か月以内にお客様との雇用契約を終了したとき（但し、死亡・病気を除く）、弊社はお客様との有料職業紹介契約に基づき支払われた成功報酬の内、下記の通り、お客様に返還するものといたします。

１か月以内に雇用契約を終了した場合	５０％
１か月を超え２か月以内で雇用契約を終了した場合	３０％
２か月を超え３か月以内で雇用契約が終了した場合	１０％